

## 平成28年6月から特定建築物定期報告の対象となる建築物が増えました。（R元年6月規模改正）

別紙

平成28年6月1日施行の改正建築基準法により、今まで対象だったものに加え、政令で定める用途・規模の特定建築物が新たに報告の対象となりました。また、平成29年4月1日より用途区分毎に報告時期が分かれることになりました。

平成28年6月からの定期報告対象の特定建築物

| 区分 | 用途                                                                                                             | 市細則で定める規模 |                                                                         | 政令で定める規模（※1） |                                                                                                                                  | 報告時期 |    |    |    |    |     |                                  |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|----|----|-----|----------------------------------|
|    |                                                                                                                | 号         | 玉野市建築基準法施行細則第13条第1項                                                     | 号            | 建築基準法施行令第16条第1項（告示240号）                                                                                                          | R5   | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |                                  |
| A  | 劇場、映画館又は演芸場                                                                                                    | 一号        | その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの                                            | 1号<br>2号     | ・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの<br>・当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上のもの<br>・主階が1階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限る。）               |      |    |    |    |    |     | 平成31年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで |
| B  | 観覧場（政令にあっては屋外観覧場を除く。）、公会堂、集会場                                                                                  | 二号        | その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡（屋外観覧席にあつては、1,000㎡）を超えるもの                         | 1号           |                                                                                                                                  |      |    | ○  |    |    | ○   |                                  |
| C  | 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、旅館、ホテル                                                                                | 三号        | その用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供するもの                         | 3号①（※4）      | ・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの<br>・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの（※2）                                               |      |    |    |    |    |     |                                  |
| D  | 児童福祉施設等                                                                                                        | 四号        | その用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供するもの                         | 3号①（※4）      | ・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの<br>・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの<br>（児童福祉施設等は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物と読み替える（※3）） | ○    |    |    | ○  |    |     | 平成29年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで |
| E  | 体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場（学校に付属するものを除く。）                                                     | —         | —                                                                       | 4号           | ・3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの<br>・当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの                                                           |      |    |    |    |    |     | 平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで |
| F  | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊戯場、公衆浴場（市細則にあっては個室付浴場業に限る。）、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。） | 五号        | 階数が3以上で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの | 3号②（※5）      | ・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの<br>・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの<br>・当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの                 |      | ○  |    |    | ○  |     |                                  |
| G  | 地下街                                                                                                            | 六号        | その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの                                          | —            | —                                                                                                                                |      |    |    |    |    |     |                                  |

※1 政令で定める建築物は避難階以外の階を当該用途に供するもの。

※2 政令で定める用途・規模における病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

※3 高齢者、障害者等の就寝の用途に供する建築物には、以下の用途に供する建築物が該当します。

- ・共同住宅（サービス付高齢者向け住宅に限る。）、寄宿舎（サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。）
- ・助産施設、乳児院、障害時入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設その他これらに類するもの
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所

※4 3号①について、法別表第1（い）欄(2)項に掲げる用途に係る部分に限る。

※5 3号②について、法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に係る部分に限る。

H28.6から法により対象となる建築物

## 平成30年度から新たに防火設備等の定期報告が必要になります。

### ①対象となる防火設備及び小荷物専用昇降機

#### (1) 防火設備

防火扉・防火シャッターなどの防火設備（随時閉鎖又は作動出来るもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下、同じ）が対象となり、以下の建築物に設置されたものについて定期報告が必要となります。

- ・定期報告の対象となる建築物に設置されている防火設備
- ・病院、有床診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設置されている防火設備。

注1）建築物の定期報告とは別に、定期報告が必要となります。

注2）常時閉鎖式の防火設備、外壁の開口部に設けられる防火設備及び防火ダンパーは、上記の防火設備に該当しません。

#### (2) 小荷物専用昇降機

フロアタイプの小荷物専用昇降機について定期報告が必要となります。

### ②定期報告の時期

防火設備及び小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）については、平成30年度から毎年度に1回の定期報告が必要となります。

### ③その他

従前から定期報告が必要な昇降機及び遊戯施設については、変更はありません。（平成28年6月1日以降も引き続き定期報告が必要です。）

玉野市都市計画課 建築指導係  
〒706-8510 玉野市宇野1丁目27-1  
TEL : 0863-32-5538  
FAX : 0863-32-5519